

茨城県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成13年政令第250号。以下「政令」という。)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号。以下「規則」という。)及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する事務処理特例制度により、サービス付き高齢者向け住宅の登録及び指導監督事務の移譲を受けた市町村及び同法第252条の22第1項の中核市に立地するサービス付き高齢者向け住宅には適用しない。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、規則及び省令に定めるところによるものとする。

(事前協議)

第3条 法第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請前(開発許可又は建築許可が対象外の場合については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項、第6条の2第1項又は第87条第1項の規定による確認申請前)に、様式第1号に第4条第2項に規定する書類(登録申請手数料及び確認済証の写しを除く。)を添えて、正本1部及び副本3部を知事に提出し、協議するものとする。ただし、法第5条第2項に規定する更新の登録(以下「更新登録」という。)を受けようとする場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の事前協議を受理したときは、様式第2号に前項の副本1部を添えて当該サービス付き高齢者向け住宅が立地する予定の市町村長に送付し、様式第3号により市町村住生活基本計画、市町村高齢者福祉計画又は介護保険事業計画等の関連計画との整合性、立地上の支障の有無、医療と福祉サービスとの連携を図る観点等からの意見を求めるものとする。

3 知事は、事前協議の結果、事前協議書及び関係書類に記載されている内容が法第7条第1項各号に照らして適切なものであり、前項の市町村長の意見において、当該サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する重大な支障がないと認められるときは、様式第4号により、申請予定者に事前協議の終了を通知するものとする。

4 都市計画法第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請が必要な申請予定者は、事前に県関係課(市町村が許可事務を行っている場合は、市町村の関係課)と十分な協議を行うものとする。

(登録(更新)申請)

第4条 第3条第3項の通知を受けた者又は更新登録を受けようとする者は、すみやかに法第6条第1項の規定に基づく登録の申請を知事に提出するものとする。

2 申請予定者は、法第6条第1項に規定する申請書(国が委託した団体が管理するウェブサイトで作成するものとする。)、茨城県手数料徴収条例(平成12年条例第9号。以下「条例」という。)別表第1の477の3の2(法第5条第2項の登録の更新の場合は477の3の3)に規定する登録申請手数料、省令第7条に規定する添付書類及び次に掲げる書類を、知事に提出するものとする。

ただし、(1)、(3)、(4)、(6)及び(10)は該当者のみが提出するものとし、(2)、(3)及び(8)については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、(11)にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第87条第1項の規定による確認済証の写し
- (2) 各居住部分の床面積求積図、面積表及び定員(2人以上の入居を想定している場合に限る)を示した図面
- (3) 各居住部分が25㎡(2人以上の居住を想定している各居住部分の場合は、茨城県サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する基準(以下「基準」という。)6規模(1)床面積の算定②により求めた面積)未満である場合は、省令第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分」(以下「共同利用部分」という。)に係る以下の図面
 - (ア) 床面積求積図
 - (イ) 面積表(基準6規模(2)規模を満たすことを示したもの)
 - (ウ) 机・イスを記載し使用形態を想定した居間、食堂の図面
 - (エ) 複数の人数により利用が可能な共同浴場の場合においては、一度に利用できる人数(浴槽に入れる人数及びカランの数)及び男女の使用計画を示した浴室の図面
 - (オ) 各居住部分には収納設備を備えずに、共同利用部分にのみ入居者の収納設備を備える場合は、入居者の私物を個別に保管し、鍵を備え付けて管理できることが分かる収納設備の図面
- (4) 状況把握及び生活相談サービス提供者配置等に係る誓約書(様式第5号)
- (5) 勤務形態一覧表(参考様式1)
- (6) 職員等が常駐していない時間帯の緊急時通報システム等(夜間の緊急時通報システム等)の概要(参考様式2)
- (7) サービス提供に係る契約書(ひな形)
- (8) 加齢対応構造等のチェックリスト(国が委託した団体が管理するウェブサイトにおいて登録申請書の添付書類等の参考とする様式)
- (9) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報(様式第6号)

- (10) 有料老人ホームに該当する場合においては、重要事項説明書
- (11) 変更がない旨の誓約書（参考様式3）
- (12) 入所者の処遇に支障がないことの誓約書（参考様式4）
- (13) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

（登録の審査）

第5条 登録の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により提出された書類（以下「提出書類」という。）に形式上の不備がないこと。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (3) 提出書類に記載された内容が法第7条第1項各号に規定する登録の基準に適合していること。
- (4) 提出書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

（登録の通知及び登録拒否の通知）

第6条 知事は、法第7条第1項の規定により登録を行ったときは様式第7号により、第8条第1項の規定により登録を拒否したときは様式第8号により、申請者に通知するものとする。

2 法第7条5項の市町村の長への通知は、様式第9号によるものとする。

（登録できない旨の通知）

第7条 知事は、法第7条第1項各号に該当しないと認める場合においては、様式第10号によりその理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録簿）

第8条 法第7条第2項に規定する登録簿は、国が委託した団体で管理するウェブサイトにおいて、登録・公表されたサービス付き高齢者向け住宅の電磁的記録を紙面に出力した帳票とする。

2 法第10条に規定する登録簿の閲覧は、閲覧の希望により前項に掲げる紙面を表示する方法で行うこととする。なお、登録簿の閲覧について、ここに定めのない事項は、「茨城県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧要綱」に定める。

（登録申請の取り下げ）

第9条 申請予定者は、登録前に申請を取り下げる場合においては、様式第11号によりその旨を知事に届け出るものとする。

（登録事項等の変更）

第10条 法第9条第1項の規定による登録事項等の変更の届出は、省令第16条第1項に規定する変更届出書に同条第2項に定める書類を添えて、正本1部及び副本2部を知事に提出して

行うものとする。

2 法第9条第4項の市町村の長への通知は、様式第12号によるものとする。

(地位の承継)

第11条 法第11条第3項の地位の承継の届出は、省令第17条の規定により準用する省令第16条第1項による届出書に同条第2項に定める書類、様式第13号及び地位が承継されたことを確認出来る書類を添えて、正本1部及び副本2部を知事に提出するものとする。

2 法第11条第4項の市町村の長への通知は、様式第14号によるものとする。

(廃業等の届出)

第12条 法第12条第1項の廃業等の届出は、様式第15号によるものとし、正本1部及び副本2部を知事に提出するものとする。

2 法第12条第2項の破産手続開始の決定の届出は、様式第16号によるものとし、正本1部及び副本2部を知事に提出するものとする。

3 知事は、登録事業の廃業等に関する事案について、「サービス付き高齢者向け住宅の廃止等への対応について」(平成29年8月28日付厚生労働省老健局高齢者支援課・国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡)のとおり、入居者の居住の安定を図るための必要な援助など適切な対応を行うとともに、国の担当課へ情報提供を行うものとする。

(登録の抹消)

第13条 法第13条第1項1号の登録抹消の申請は、様式第17号によるものとし、正本1部及び副本2部を知事に提出するものとする。

2 法第13条第2項の市町村の長への通知は、様式第18号によるものとする。

(契約締結前の書面の交付及び説明)

第14条 法第17条の契約前に交付する書面は国が委託した団体で管理するウェブサイトにおいて登録申請書の添付書類等の参考とする様式によるものとする。

(報告)

第15条 法第24条第1項による報告は、様式第19号に提出を求められた書類等を添えて、知事が指定する日までに正本1部及び副本2部を提出することにより報告しなければならない。

(検査)

第16条 法第24条第3項による身分を示す証明書は、茨城県職員証明書とし、検査をする職員はこれを携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指示)

第17条 法第25条の登録事業者に対する指示は、様式第20号によるものとする。

- 2 前項の規定により，指示を受けた登録事業者は，様式第21号に必要な書類等を添えて，正本1部及び副本1部を提出しなければならない。
- 3 法第25条第2項又は第3項の登録事業者に対する指示は，様式第22号によるものとする。
- 4 前項の規定により，指示を受けた登録事業者は，様式第23号に必要な書類等を添えて，正本1部及び副本1部を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第18条 法第26条第3項の登録事業者であった者への通知は，様式第24号によるものとする。

付則

- 1 この要綱は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 「茨城県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱（平成23年10月20日施行）」は，廃止する。

付則

- 1 この要綱は，令和元年12月14日から施行する。
- 2 令和元年12月13日以前に受付した申請や届出の処分については，なお従前の例による。

付則

この要綱は，令和3年1月1日から施行する。

付則

この要綱は，令和4年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

商号、名称又は氏名
（法人である場合）代表者の氏名
（未成年である場合）法定代理人の氏名
住 所

サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議書

下記のとおりサービス付き高齢者向け住宅の登録の予定があるため、茨城県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱第3条第1項の規定に基づき関係書類を添えて協議します。

記

- 1 登録予定サービス付き高齢者向け住宅の名称
- 2 登録予定サービス付き高齢者向け住宅の所在地

（添付書類）

- ・ 立地等に関する計画の概要（別紙）

立地等に関する計画の概要

以下の項目について、具体的に記載してください。

1 立地

(1) 交通の利便性，地域の環境，災害に対する安全性等	例) 公共交通機関までの距離，周辺の環境状況，災害に関する安全性の確保等について
(2) 医療機関・介護サービス事業所との連携等	例) 医療機関との連携，併設又は近隣の介護保険事業所との介護サービスに関する連携等，連携を予定している医療機関名や介護保険事業所名について

2 入居者の医療・介護ニーズへの対応

(1) 医療機関との相互協力及び協力内容の取り決め	例) 緊急時等における医療機関との連携，連携を予定している医療機関名及び協力内容について
(2) 医療機関・介護サービス事業所の入居者の選択・利用の自由	例) 入居者に対する近隣の医療・介護サービス事業所についての情報提供等について

3 地域の実情に対する適切な配慮

(1) 立地市町村に対する計画概要説明及び協議	例) 市町村に対して計画概要の説明し協議を行った日付，課，説明概要等
(2) 周辺住民に対する説明会の開催等	例) 周辺住民に説明を行った日付，方法，内容，周辺住民の意見等

様式第2号（第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

茨城県知事
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議に対する
市町村意見書について

下記のサービス付き高齢者向け住宅の登録の予定について、事前協議があったため、茨城県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱第3条第2項の規定に基づき貴市町村の意見を求めますので、別添様式3号により回答願います。

記

- 1 登録申請予定者住所又は主たる事務所の所在地
登録事業予定者の商号、名称又は氏名
- 2 登録予定サービス付き高齢者向け住宅の名称
- 3 登録予定サービス付き高齢者向け住宅の所在地
- 4 計画概要
サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議書のとおり

茨城県知事 殿

市町村長
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議に対する意見書

下記のサービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議について、本市（町村）の意見は次のとおりです。

記

登録申請予定者の商号、名称又は氏名 住所	
登録予定サービス付き高齢者向け住宅の 名称	
登録予定サービス付き高齢者向け住宅の 所在地	

【サービス付き高齢者向け住宅事業登録の事前協議に係る意見】

該当する欄にチェック

- 特に意見はありません。
 意見については、以下のとおりです。

意見を述べる観点	意見
市町村住生活基本計画，市町村高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の関連計画との整合性の観点	
立地上の支障の有無の観点	
医療と福祉サービスとの連携を図る観点	
その他	

様式第4号（第3条第3項関係）

第 号
年 月 日

協議者 殿

茨城県知事



サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議の終了について

年 月 日付けで提出のあったサービス付き高齢者向け住宅（登録予定サービス付き高齢者向け住宅の名称）は、茨城県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱第3条第1項の規定による事前協議を終了します。

この後、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第87条第1項の規定による確認済証の交付後、すみやかに登録の申請を提出してください。

年 月 日

茨城県知事 殿

商号, 名称又は氏名
(法人である場合) 代表者の氏名
(未成年である場合) 法定代理人の氏名
住 所

状況把握及び生活相談サービス提供者配置等に係る誓約書

登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業については、登録申請書別添4「1. 状況把握及び生活相談サービスの内容」に記載した内容及び本誓約書に添付した勤務形態一覧表（参考様式1）のとおり状況把握及び生活相談サービスを提供する予定です。

については、入居開始日の10日前までに状況把握及び生活相談サービス提供者を確定したうえで、下記の書類を提出することを誓約します。

記

- 1 勤務形態一覧表（参考様式1）
※ 実際に勤務する者を記載したもの
- 2 登録申請時に記載した登録申請書別添4「1. 状況把握及び生活相談サービスの内容」に変更があった場合は、登録事項等の変更届出書
※ 変更内容が確認できる書類を添付

様式第7号（第6条第1項関係）

第 号
年 月 日

申請者 殿

茨城県知事



登録（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業登録について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）（第5条第2項において準用する）第7条第1項の規定により、下記のとおり登録したので通知します。

記

1. 登録年月日 年 月 日
2. 有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 登録番号
4. 登録住宅名
5. 登録内容 別添写しのとおり

備考

1. 登録事項に変更があったとき、又は添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届出を提出してください。
2. 登録の有効期間は5年間です（登録された日から5年目の、登録日に対応する日の前日をもって満了します。登録更新の場合は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から5年間となります。登録の有効期間の末日が土曜日、日曜日等の閉庁日であっても同様の扱いになります。）。更新を行わない場合は、5年の有効期間の経過により、登録の効力を失います。引き続きサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合は、登録の更新申請をしてください。

様式第8号（第6条第1項関係）

第 号
年 月 日

申請者 殿

茨城県知事



登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業登録について、下記の理由により登録を拒否したので、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）（第5条第2項において準用する）第8条第2項の規定により通知します。

記

理由

登録申請者が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第8条第1項第 号に該当するため。

（不服申立てに係る教示）

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内、以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

茨城県知事



サービス付き高齢者向け住宅事業登録（更新）通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）（第5条第2項において準用する）第7条第1項の規定に基づき、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録をおこなったので、同法同条第5項の規定に基づき通知します。

記

1. 登録年月日 年 月 日
2. 有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 登録番号
4. 登録住宅名
5. 登録内容 別添写しのとおり

様式第10号（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者 殿

茨城県知事



登録できない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業の登録について、下記の理由により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第7条第1項による登録ができませんので通知します。

記

理由

登録申請に係る賃貸住宅が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第7条第1項第 号に掲げる基準に適合しないため。

（不服申立てに係る教示）

1 この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第9条関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地
登録申請者の商号、名称又は氏名

登 録 申 請 取 下 届

以下の申請を取り下げたいので、茨城県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱第9条の規定により届け出ます。

登録申請受付年月日	
登録申請住宅の名称	
登録申請住宅の所在地	
取下げの理由	

備考：登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

様式第12号（第10条第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

茨城県知事
（公印省略）

サービス付き高齢者向け住宅登録変更通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第9条第3項の規定に基づき、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の変更をおこなったので、同法同条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. 登録年月日 年 月 日
2. 登録番号
3. 登録住宅名
4. 登録内容 別添写しのとおり

様式第13号（第11条第1項関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

地位を承継した者の住所又は主たる事務所の所在地
地位を承継した者の商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第11条第3項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位の承継を届け出ます。

登録年月日	
登録番号	
登録済住宅の名称	
登録済住宅の所在地	
登録事業者であった者の住所及び氏名	
承継の理由	
承継年月日	

備考

1. 地位を承継した者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 承継の理由は、事業譲渡、相続、合併、分割のいずれかを記載すること。
3. 2に記載した事実を証する書類を添付すること。

様式第14号（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

茨城県知事
（公印省略）

サービス付き高齢者向け住宅事業地位の承継通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第11条第4項において準用する同法第9条3項の規定に基づき、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の地位の承継の登録をおこなったので、同法同条同項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. 登録年月日 年 月 日
2. 登録番号
3. 登録内容 別添写しのとおり

様式第15号（第12条第1項関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

登録事業者の住所又は主たる事務所の所在地
登録事業者の商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。

登録年月日	
登録番号	
登録済住宅の名称	
登録済住宅の所在地	
登録事業廃止の日又は登録事業者である法人が解散する日	
登録事業の廃止又は法人解散の理由	
入居者の転居先の確保状況について※	

※入居開始後に廃止する場合は入居者の転居先の確保状況に関する資料の提出をお願いします。

備考：登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

様式第16号（第12条第2項関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

破産管財人の住所又は主たる事務所の所在地
破産管財人の商号、名称又は氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る破産手続開始決定届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る破産手続開始決定を届け出ます。

登録年月日	
登録番号	
登録済住宅の名称	
登録済住宅の所在地	
破産手続開始決定の日	
入居者の転居先の 確保状況について※	

※入居開始後に破産する場合は入居者の転居先の確保状況に関する資料の提出をお願いします。

備考

1. 破産管財人が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 破産手続開始の決定を受けた旨を証する書類を添付すること。

様式第17号（第13条第1項関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消を申請します。

登録年月日	
登録番号	
登録済住宅の名称	
登録済住宅の所在地	
抹消の理由	

様式第18号（第13条第2項関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

茨城県知事



サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第13条第1項の規定に基づき、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を抹消したので、同法同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 抹消した登録の登録年月日 年 月 日
2. 抹消した登録の登録番号
3. 抹消した登録の住宅の名称
4. 抹消した登録の住宅の所在地
5. 登録を抹消した日 年 月 日
6. 抹消の理由

様式第19号（第15条関係）

年 月 日

茨城県知事殿

報告者の住所又は主たる事務所の所在地
報告者の商号、名称又は氏名

高齢者住まい法第24条第1項の規定に基づく報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第24条第1項の規定に基づき報告を求められたことについて、以下のとおり報告します。この報告書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

登録年月日	
登録番号	
登録済住宅の名称	
登録済住宅の所在地	
報告概要	
添付図書	

備考：報告者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

様式第20号（第16条第1項関係）

第 号
年 月 日

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 殿

茨城県知事



登録事項訂正指示書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第25条第1項の規定により、 年 月 日付け登録番号 号をもって登録を行ったサービス付き高齢者向け住宅事業について、当該登録事項に関し、下記のとおり訂正すべきことを指示します。

記

1. 指示の内容

様式第21号（第16条第2項関係）

年 月 日

茨城県知事殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
商号、名称又は氏名

登録事項訂正申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第25条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで指示があったことについて、下記のとおり登録事項の訂正を申請します。

記

1. 指示を受けた登録住宅

登録年月日

登録番号

登録済住宅の名称

登録済住宅の所在地

2. 訂正内容

訂正事項	訂正前	訂正後	変更理由
添付図書			

備考：報告者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

様式第22号（第16条第3項関係）

第 号
年 月 日

登録事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 殿

茨城県知事



是 正 指 示 書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第25条第2項（又は第3項）の規定により、 年 月 日付け登録番号をもって登録を行ったサービス付き高齢者向け住宅事業について、当該登録事項に関し、下記のとおり是正すべきことを指示します。

記

1. 指示の内容

様式第23号（第16条第4項関係）

年 月 日

茨城県知事殿

報告者の住所又は主たる事務所の所在地
報告者の商号，名称又は氏名

是正報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第25条第2項（又は第3項）の規定に基づき 年 月 日付けで指示があったことについて，下記のとおり是正したことを報告します。

記

1. 是正した登録住宅
登録年月日
登録番号
登録済住宅の名称
登録済住宅の所在地
2. 是正内容

備考：報告者が法人である場合には，代表者の氏名も記載すること。

当該登録事業者であった者 殿

茨城県知事



登 録 取 消 通 知 書

年 月 日付けで登録された以下のサービス付き高齢者向け住宅事業については、下記の理由により登録を取消したので、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第26条第3項の規定により通知します。

1. 取消した登録の登録番号
2. 取消した登録の住宅名

記

登録取消しの理由

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第 条第 項 に該当するため。

（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

**職員等が常駐していない時間帯の緊急時通報システム等
（夜間の緊急時通報システム等）の概要**

住宅の名称	
-------	--

緊急時通報システム等の概要	
1 入居者からの通報に対応する緊急通報先	
緊急通報先	
通報方法（通報装置）	
通報先所在地	
担当者の職種（資格等）	
通報先から住宅までの到着 予定時間	
2 円滑かつ迅速に対応を行うための処理体制・手順	
担当者が住宅に到着後の 対応方法	
対応後の引継ぎ方法	
3 その他参考事項	

【備考】・上の事項は例示であり、これにかかわらず緊急時通報システム等による対応方針を具体的に記してください。
・必要に応じて使用される通報装置のパフレット等を添付して下さい。

参考様式3（第4条第2項（11）関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

商号、名称又は氏名
(法人である場合) 代表者の氏名

変更がない旨の誓約書

次の住宅の建築計画に係る書類については、年 月 日の前回（新規登録・登録更新・変更届出）以降に改修等を行っておらず、その内容に変更がないことを誓約し、当該書類の添付を省略します。

- ・各階平面図（省令第7条第1項第1号関係）
- ・各居住部分の床面積求積図及び面積表
- ・共同利用部分の床面積求積図、面積表、使用形態を示した図面
- ・加齢対応構造等のチェックリスト
- ・加齢対応構造等を表示した書類（省令第7条第1項第2号関係）
- ・入居契約に係る約款（省令第7条第1項第3号関係）
- ・委託契約書の写し（省令第7条第1項第4号関係）
- ・法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類（省令第7条第1項第5号関係）

参考様式4（第4条第2項（12）関係）

年 月 日

茨城県知事 殿

商号、名称又は氏名
(法人である場合) 代表者の氏名

入所者の処遇に支障がないことの誓約書

登録する（サービス付き高齢者向け住宅の名称）において、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第11条第1項に定める医師や看護師、介護福祉士等の有資格者等（以下、「有資格者等」とする。）が常駐しなくとも入所者の処遇に支障がないことについて、下記の基準を満たすことを誓約し、根拠書類を提出します。

記

- 1 以下の基準すべてを満たしており、有資格者等が常駐しなくとも入所者の処遇に支障がないこと。（該当することを確認し、チェックボックスに「レ」マークを入れること）
 - ① 要介護，要支援の入居者がいないこと。
 - ② 健康状態が悪化し，体調が急変する恐れがある入居者（感染症に罹患している入居者を含む）がいないこと。
 - ③ 上記①又は②に該当しないこととなった場合，即座に有資格者を常駐させることができる体制を整えていること。
 - ④ 当該住宅から20分以内の場所に位置する同一事業者が運営するサービス付き高齢者向け住宅等に，有資格者等が常駐していること。

- 2 有資格者等が常駐しないことについて，以下のいずれかの方法により入居者全員の承諾を得ていること。（該当するもののチェックボックスに「レ」マークを入れ，根拠となる書類を提出すること）
 - 入居契約第（ ）条に規定している。【入居者全員の入居契約書の写し提出】
 - 入居者全員の承諾書を受領している【入居者全員の承諾書の写し提出】
 - その他（具体的に記入： ）【根拠書類を提出】

- 3 以下のとおり有資格者等が状況把握サービスを提供すること。

提供回数	1日 回以上 ※毎日1回以上提供すること
提供時間	
提供方法	(記載例) 居住部分への訪問, 食事サービス提供時における確認
確認内容	※健康状態の確認など, 入所者の心身の状況を必ず把握すること
提供者の資格	
提供者の常駐先の施設名, 所在地	施設名: 所在地: 住宅までの到着予定時間: (交通手段:) ※当該住宅から20分以内の場所に位置する同一事業者が運営するサービス付き高齢者向け住宅等であること

【添付書類】当該住宅と提供者の常駐先の施設の位置図

- 4 各居住部分に, 入所者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置(緊急通報装置)を設置していること。

【添付書類】

参考様式2「職員等が常駐していない時間帯の緊急時通報システム等(夜間の緊急時通報システム等)の概要」

- 5 以下のとおり有資格者等が生活相談サービスを提供すること。

提供時間	※夜間を除き提供すること
提供方法	(記載例) 電話やテレビ電話装置等の情報通信機器により提供する。
提供者の資格	
提供者の常駐先の施設名, 所在地	施設名: 所在地: 住宅までの到着予定時間: (交通手段:) ※当該住宅から20分以内の場所に位置する同一事業者が運営するサービス付き高齢者向け住宅等であること
入居者への周知方法	(記載例) 相談時間, 電話番号, 担当者等を〇〇に掲示する。